

環境基本計画等施策評価表

基本目標1【脱炭素】カーボンニュートラルの実現に向けて、人と地球にやさしいまちをつくります

資料3

基本施策1 省エネルギー対策の推進

施策名	施策の内容	①令和6年度の施策の実施結果	②令和6年度の総合評価	③令和6年度の評価指標	《参考》令和2～5年度の評価指標	④次年度以降の施策の展開	⑤次年度の実施予定	補足事項	担当課
	記入例	「施策の内容」について、令和6年度の実施結果を記載してください。実施できていない場合は、何が原因かまた、何が課題とされるかを等に記載してください。 ※新規で始まった事業については、【新規〇年度～】と記載してください。	「令和6年度の実施結果」を踏まえ、A～D評価をブルダウンから選択してください。 【A：予定通り実施できた/B：おおむね実施できた/C：実施できたとは言えない/D：実施していない】	7,000	(例) 温室効果ガス排出量 tCO2 R2 6,861 R3 7,722 R4 6,631 R5 7,701	左記①の施策の進捗状況を踏まえ、次期計画においてどのような施策の展開(取組)を考えているかを記載してください。	次年度の実施予定をブルダウンからA～Eを選択してください。 【A：拡充 /B：継続 /C：休止 /D：廃止 /E：検討中】	補足があればご記入ください。	下のフィルターで担当課を選び、記載してください。
(1) 公共施設の脱炭素化に向けた率先的な省エネルギー対策の推進	・市の事務事業に係る温室効果ガス排出量の削減に向けて、公共施設における各種省エネルギー対策を強化するとともに、職員による「クールビズ」や「ウォームビズ」など、エコオフィスに関する意識の共有に努めます。 ・職員が公用車を利用する際には、エコドライブに努めます。 ・公用車の更新時には、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)等をはじめとする環境負荷の少ない次世代自動車への転換を検討します。 ・エコオフィス化に向けて、電気、水道、紙使用量等の削減に努めるとともに、公共工事等の実施時には、建設廃材の再資源化をはじめ、適正処理等によって環境負荷の低減を図ります。 ・市民や事業者における環境にやさしい製品等の利用を促すため、本市が率先して「グリーン購入法」等に適合する環境にやさしい製品等の購入に取り組みます。	2023(令和5)年度の朝来市役所の事務事業における二酸化炭素排出量は、7,701tCO2(2013年度比28.2%減少)であり、2023年3月に「第2次朝来市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定し、公共施設の省エネルギー化の推進や職員のエコオフィスに関する取組などにより、2030年度の二酸化炭素排出量を2013年度比で52.9%削減を目指し、二酸化炭素排出量の削減(目標排出量5,056tCO2)を進めた。	B：おおむね実施できた	R5 7,701t-CO2	(市の事務事業に係る温室効果ガス排出量) H30 9,358t-CO2 R1 7,113t-CO2 R2 6,861t-CO2 R3 7,722 t-CO2 R4 6,631 t-CO2	引き続き、公共施設の省エネルギー化の推進や職員のエコオフィスに関する取組などにより、2030年度の二酸化炭素排出量を2013年度比で52.9%削減を目指し、二酸化炭素排出量の削減(目標排出量5,056tCO2)を進めていく。	B：継続	R7.6.24-6.30で関係するすべての課に対して「公共施設脱炭素化ヒアリング」を実施済。	環境推進室
		・学校施設で順次LED化を実施、こども園及び畜場はLED化を実施 ・電気自動車を1台導入した。 ・ハイブリッド車を2台導入した。 ・ハイブリッド車を1台廃車した。 ・コピー用紙については「グリーン購入法」に適合したものと指定して契約を行った。	A：予定通り実施できた	20台	(公用車への次世代自動車導入台数) R5 18台	・公用車の更新の際は、次世代自動車の導入を検討していく。 ・消耗品を発注する際は、業者に対し、グリーン購入法に適合する製品を納品するよう依頼していく。	B：継続		財務課
(2) 家庭・事業所の脱炭素化に向けた省エネルギー対策の促進、導入効果等の情報提供 温室効果ガスの吸収源対策	・省エネ基準適合義務化にあわせて、国や兵庫県補助制度に加えて、本市独自の補助制度の創設を検討します。 ・生活の快適性向上や健康維持につながる住宅や建物における省エネリフォームなど、省エネルギー性能を高める改修等を推進し、情報提供に努めます。 ・ZEH(ネット・ゼロ・エネルギーハウス)やZEB(ネット・ゼロ・エネルギービル)等の導入をはじめ、HEMS(住宅エネルギー管理システム)やBEMS(ビルエネルギー管理システム)、省エネルギー化に資する運用改善等の情報提供に努めます。 ・家庭の省エネルギー化に関する効果を二酸化炭素排出量に換算して見ることができる「うちエコ診断」の普及啓発を進めます。 ・高効率の給湯器、節水できる機器への更新や太陽光発電の設置など、市民の住生活環境の向上に資する住宅リフォームを推進します。	市内経済活性化対策として住宅リフォーム工事補助事業を実施した。補助対象工事として、二重窓や太陽光パネルの設置、エコキュートの購入等、省エネルギー性能を高める改修工事等を含め幅広く補助対象としているため、一定数の利用があった。	B：おおむね実施できた	49件	(省エネ対策促進に資する住宅リフォーム事業の件数) R5 63件	高いニーズへの対応、さらに環境基本計画との連携を図るためにもR7年度、住宅リフォーム工事補助事業の予算を倍の2,000万円に実施した。来年度についても同様に実施予定。	A：拡充		経済振興課
		省エネ基準に適合した住宅に、兵庫県等が実施する補助などを市として行った実績はなく、県や国からの情報について問い合わせがあった場合には適宜情報提供を行った。	B：おおむね実施できた			省エネ基準適合義務化に伴い、住宅や建物における省エネリフォームなど、省エネルギー性能を高める改修等を推進するため、補助制度の創設を検討する。	A：拡充		都市政策課
		・市広報等で国や県の省エネルギー性能を高める改修等に対する補助制度などの情報提供を行った。 ・家庭の省エネルギー化に関する効果を二酸化炭素排出量に換算して見ることができる「うちエコ診断」の啓発を行った。	B：おおむね実施できた			・引き続き、家庭の省エネルギー化に関する効果を二酸化炭素排出量に換算して見ることができる「うちエコ診断」の普及啓発を推進する。 ・生活の快適性向上や健康維持につながる住宅や建物における省エネリフォームなど、省エネルギー性能を高める改修等の普及啓発を推進する。	B：継続		環境推進室
(3) 脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換促進	・脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動(通称：デコ活)に本市が率先して取り組めます。 ・日常生活や事業活動における環境に配慮した商品やサービスを選択する脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルについて、市ホームページをはじめ、「広報朝来」等の媒体、イベント等の機会を活用した啓発活動に努めます。 ・テレワークなど、脱炭素型の働き方や暮らし方を推進します。 ・アイドリングストップなど、エコドライブに関する積極的な啓発活動に努めます。 ・事業者に対し、「省エネ診断サービス」や「環境マネジメントシステム」の認証取得に関する情報の提供をはじめとする省エネルギー対策に資する啓発活動を実施し、活用できる補助金や融資制度に関する情報発信を通じて、脱炭素を促進します。	・脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルについて、普及啓発を行った。 ・事業者に対する省エネルギー対策に資する啓発ができなかった。	B：おおむね実施できた	1件	(省エネに関する広報媒体を活用した情報発信件数) R5 1件(H P)	・脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルについて、引き続き普及啓発を行っていく。 ・効果的な事業者に対する啓発方法を研究していきたい。	B：継続	・ホームページ	環境推進室

環境基本計画等施策評価表

基本施策2 再生可能エネルギーの導入拡大

施策名	施策の内容	①令和6年度の施策の実施結果	②令和6年度の総合評価	③R6の評価指標	《参考》R2～R5の評価指標	④次年度以降の施策の展開	⑤次年度の実施予定	補足事項	担当課
(1) 公共施設の脱炭素化に向けた率先的な再生可能エネルギー設備の導入、ZEB化	・本市が率先して、再生可能エネルギーの積極的な利用に努めます。 ・市の事務事業に係る温室効果ガス排出量の削減に向けて、公共施設の大規模改修等時には、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入とZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化を必ず検討します。	令和6年度は、確認をした結果、公共施設の大規模改修や新築等の設計等がなかったため、検討する案件がなかった。	D：実施していない	0件	(公共施設の大規模改修時における再生可能エネルギー及びZEB化の検討件数) R5 1件	・市が率先して、再生可能エネルギーの積極的な利用に努め、公共施設の大規模改修等時には、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入とZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化を検討していく。	B：継続		環境推進室
				0件	(公共施設の大規模改修時における再生可能エネルギー及びZEB化の導入件数) R5 0件				環境推進室
(2) 避難所や防災拠点への自立・分散型電源の導入促進	・災害発生時の避難所や防災拠点となる公共施設等への太陽光発電設備や蓄電池等の導入、V2Hを活用した非常用電源の確保について検討します。	電気自動車を購入し、電気自動車を非常用電源として使用するために必要な変換機を協定先から寄贈を受けたことから、避難所等で市所有の電気自動車を有効活用する体制ができた。また、防災用蓄電池も追加購入し、市所有の防災用蓄電池や非常用電源の備蓄台数を9台とした。	B：おおむね実施できた	9台	(市所有の防災用蓄電池や非常用電源の備蓄台数) R5 7台	引き続き、防災用蓄電池や非常用電源の備蓄するとともに、他課と連携して避難所や防災拠点となる施設への太陽光発電設備等の整備や電気自動車の配備を検討する。	B：継続		防災安全課
(3) 家庭・事業等への再生可能エネルギー設備の導入促進、導入効果等の情報提供	・太陽光発電設備等の普及に向けて、兵庫県等が実施する制度に関する情報を市ホームページや「広報朝来」等に掲載し、市民や事業者に対する啓発に努め、エネルギーの地産地消を促進します。 ・再生可能エネルギーに由来する電力の利用など、環境にやさしいエネルギーに関する情報提供に努めます。	再生可能エネルギーに関い合わせがあった場合、県や国からの情報についてに適宜情報提供を行い、市民や事業者に対する啓発に努めた。	B：おおむね実施できた			太陽光発電設備等の普及及び再生可能エネルギーに由来する電力の利用など、環境にやさしいエネルギーに関する施策を推進するため、補助制度の創設を検討する。	A：拡充		都市政策課
(4) 事業者等との連携による地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入拡大	・兵庫県企業庁等と連携の上、市内の生野ダムにおける水力発電を継続して実施します。 ・2023年度から稼働した生野マイクロ水力発電所による発電を継続して実施します。 ・市内で民間事業者が実施している木質バイオマス発電を支援します。	・兵庫県と連携し、生野ダム水力発電を継続して取り組んだ。 ・令和5年度に新設した「朝来市生野マイクロ水力発電所」が良好に運転できるように維持管理に努めた。	B：おおむね実施できた						都市政策課
(5) 南但グリーンセンターでのバイオガス発電及び熱利用の推進	・廃棄物系バイオマスを引き続き活用するため、南但グリーンセンターにおけるバイオガス発電及び熱利用を推進し、環境にやさしい再生可能エネルギーの創出と効率的なエネルギーの利用に努め、情報発信を行います。	南但グリーンセンターにて、バイオガス発電及び熱利用を推進し、環境にやさしい再生可能エネルギーの創出と効率的なエネルギーの利用を行った。	A：予定通り実施できた	221 t	(南但グリーンセンターにおけるメタン化資源化量) R1 277t R2 296t R3 173t R4 241t R5 207t	・廃棄物系バイオマスを引き続き活用し、南但グリーンセンターにおけるバイオガス発電及び熱利用について、引き続き情報発信を行う。	B：継続		南但広域事務組合環境課

基本施策3 脱炭素型まちづくりの推進

施策名	施策の内容	①令和6年度の施策の実施結果	②令和6年度の総合評価	③R6の評価指標	《参考》R2～R5の評価指標	④次年度以降の施策の展開	⑤次年度の実施予定	補足事項	担当課
(1) 利便性向上・利用促進による持続可能な公共交通体系の構築	・「朝来市地域公共交通網形成計画」に基づいた第3次再編指針」に基づき、幹線の路線バス、幹線に繋ぐ移動手段としてのデマンド型乗合交通により、市民がより利用しやすい公共交通体系への改善と環境負荷の軽減に努めます。 ・環境負荷の軽減にも資する大量輸送モードとしての鉄道を維持・存続させるため、鉄道の利用促進を図ります。市民・行政・交通事業者の3者が一体となって取組を進めます。	・「デマンド型乗合交通（あさGO）」について、令和6年4月1日から生野エリアの試験運行を開始し、同年10月1日から生野エリアの本格運行と朝来エリアの試験運行を開始した。	B：おおむね実施できた			・「デマンド型乗合交通（あさGO）」については令和7年度に和田山・山東エリアに拡大する。市全域での運行を行い、適宜改善を図ることで、市民がより利用しやすい公共交通体系の実現と環境負荷軽減を目指す。 ・鉄道については市民の移動手段の確保と環境負荷軽減を目指す。	B：継続		都市政策課
(2) 次世代自動車の普及促進、充電インフラ整備の推進	・電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）等の普及を図るとともに、必要に応じて、市民等が利用できる充電設備の設置をはじめとするインフラ整備についても検討を進めます。	道の駅 但馬のまほろばに設置されている充電設備の更新を行った。引き続き関係機関と協議を行い上下線とも充電器が使えるよう調整する。	B：おおむね実施できた			国土交通省、公安委員会との調整により、道の駅 但馬のまほろばの下りにも充電器が設置できるように協議を行っていく。ただし、協議がかなり困難なため長期的な事業となる。	A：拡充		都市政策課
(3) 脱炭素に資する交通・物流の普及促進	・近年の通信販売や電子商取引の普及に伴う宅配便の取り扱いや再配達等による温室効果ガス排出量の抑制に向けて、時間帯指定の活用や宅配ボックスを利用することで、できるだけ1回で受け取る取組を推進し、再配達の削減による物流の円滑・効率化と環境負荷の低減に努めます。 ・ノーマイカーデー（車に乗らない日）やライドシェア（複数同乗）に関する積極的な啓発活動に努めます。 ・デマンド型乗合交通や鉄道等の公共交通機関について、事業者と連携しながら公共交通機関の利用促進を図ります。	環境に関するイベント等で、宅配便をできるだけ1回で受け取る取組を推進し、再配達の削減による物流の円滑・効率化と環境負荷の低減に努めた。	B：おおむね実施できた	1回	（ホームページによる周知） R2 1回 R3 1回 R4 1回 R5 1回	引き続き、宅配便をできるだけ1回で受け取る取組を推進していきたい。	B：継続		環境推進室
		・播但線鉄道整備・利用促進協議会事業による播但線の情報発信や、市民参加の公共交通ワークショップ開催、公共交通通勤ウィークの実施等、利用促進施策を展開した。	B：おおむね実施できた	174,105人	路線バスの乗車人数（年間） R2 R3 R4 R5 199,640人	・「デマンド型乗合交通（あさGO）」、路線バス、鉄道の利用促進を継続する。	B：継続		都市政策課
			403,690人	【鉄道乗車人員（年間）】 R2 397,485人 R3 372,300人 R4 385,805人 R5 403,690人	都市政策課				

環境基本計画等施策評価表

基本施策4 気候変動影響への対応

施策名	施策の内容	①令和6年度の施策の実施結果	②令和6年度の総合評価	③R6の評価指標	《参考》R2～R5の評価指標	④次年度以降の施策の展開	⑤次年度の実施予定	補足事項	担当課
(1) 熱中症等の健康被害 対策の推進	・市民への熱中症予防に関する情報については、市ホームページや市公式LINE、音声告知放送など、様々な媒体を活用した積極的な情報発信を継続しています。 ・あらゆる機会を活用して、熱中症に関する情報提供・熱中症予防の普及啓発に努めます。特に、高齢者や子ども等の熱中症弱者のため、引き続き注意喚起を強化します。 ・「朝来市熱中症（特別）警戒アラート対応指針」に基づき、熱中症対策を実施します。市民等が外出時に利用可能な公共施設には、可能な範囲で一時的憩できるスペース（クールスポット）を設置します。 ・夏季における猛暑日等の気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策を実施します。	・季節や気温上昇に合わせて、熱中症関連情報の啓発としてホームページや市の公式ライン等を活用した周知を実施。音声告知放送は南但消防本部との連携のもと、暑くなり始める6月頃から8月にかけて熱中症予防の呼びかけを毎年度、実施した。	A：予定通り実施できた	3,163回	(あらゆる手段を活用した熱中症予防の普及啓発回数（市ホームページ、広報朝来、音声告知、ポスター掲示、啓発チラシの配布）） R5 4,692回	季節や気温上昇に合わせて、熱中症関連情報の啓発としてホームページや市の公式ライン等を活用した周知を実施する。また、音声告知放送は南但消防本部及び他課との連携のもと、6月頃から10月にかけて熱中症予防の呼びかけを実施する。	B：継続		健康づくり推進課
		・熱中症リスクの高い高齢者には、地域の健康教室での情報提供や、地域ケアスタッフの協力を得て在宅高齢者への声かけや見守り等を実施。 ・特に室内での熱中症の発症の危険性に関する注意喚起や高齢者の熱中症対策としてエアコンの利用促進をすすめた。	B：おおむね実施できた	45回 (内訳) ・健康教室 25回 ・メール 3回 ・地域密着型推進運営会議 17回	R5 38回	・高齢者の熱中症予防として、地域の健康教室や配布物での啓発、地域ケアスタッフによる定期的な見守り・声かけを強化する。 ・特に室内発症の危険を周知し、エアコン利用促進や操作・の支援を行い、こまめな水分補給や医療連携を含む対応体制を整備する。	B：継続	(内訳) ・健康教室 ・メール ・地域密着型推進運営会議	高年福祉課
		・保育園・こども園における熱中症予防啓発チラシの配布し、子どもの熱中症予防のチラシの配布や声かけを実施し、積極的な啓発活動に取り組んだ。	A：予定通り実施できた	824枚	(保育園・こども園における熱中症予防啓発チラシの配布枚数) R5 785枚	引き続き、保育園・こども園における熱中症予防啓発チラシの配布をし、6月頃から10月にかけて熱中症予防の呼びかけを実施する。	B：継続		こども園課
		・乳幼児健診や離乳食教室で、熱中症予防の啓発チラシを配布した。配布時期は6月から8月。	B：おおむね実施できた	145枚	(乳幼児健診や各種教室における子どもの熱中症予防啓発チラシの配布枚数) R5 176枚	熱中症予防の啓発チラシを乳幼児健診や離乳食教室での配布を継続する。	B：継続		子育て支援課
		15箇所のクールスポットを設置し、市民の熱中症対策の一助とした。なお、基幹箇所6箇所についてはウォーターサーバーを地元企業の協力を得て設置し、これを補強した。	B：おおむね実施できた	15箇所	(クールスポット設置箇所数) R5 15 ※評価指標には2024年現在で掲載	今後においても現在の設置箇所数を維持しつつ、必要に応じて増加に向けて検討する。なお、ウォーターサーバーの設置箇所の増加に向けて、協力企業と協議して進める。	B：継続		環境推進室
(2) 自然災害対策の推進	・防災に関する知識向上のため、バザーマップ等について普及啓発をし、災害情報や避難情報等の迅速な伝達を図ります。 ・自主防災力の向上のため、災害を想定した実践的な防災訓練を実施します。 ・緊急時の行動の目安となる「マイ避難カード」の活用を推進します。 ・気候変動による被害を軽減できるよう、目標とする治水安全度を達成するため、「円山川流域治水プロジェクト2.0」及び所但馬（円山川等）地域総合治水推進計画による、流域治水の加速化・深化を図ります。 ・ワンコイン/浸水センサを活用して、リアルタイムに浸水状況を把握する仕組みを構築します。	一斉避難訓練が台風の影響で中止となったが、出前講座や防災講演会を実施し、防災に関する啓発を行うとともに、マイ避難カードの普及促進に力を入れた。	B：おおむね実施できた	28.4%	(防災・減災対策等、災害に強いまちづくりが進められていると感じる市民の割合) R4 26.7% R5 28.2%	一斉避難訓練、防災講演会を継続して実施し、出前講座の実施回数を増やすなど、さらなる防災に関する意識と自主防災力の向上を図る。	B：継続		防災安全課
				56.3%	(地区防災計画策定率) R5 55%				防災安全課
				0% ※訓練中止のため	(一斉避難訓練への市民参加率) R5 19.8%				防災安全課
				9件	(防災に関する出前講座実施件数) R5 8件				防災安全課
		・ワンコイン/浸水センサを追加設置することで、浸水検知エリアを拡大することができた。	A：予定通り実施できた	13台	(浸水センサ設置台数) R5 2台	ワンコイン/浸水センサを活用した、浸水によるバザーリスクの見える化及び情報発信の仕組み構築する。	B：継続		建設課
(3) 気候変動による被害 軽減を通じたよい 生活の実現に資する 適応策の普及啓発	・温室効果ガスの排出抑制等の緩和策に加えて、豪雨や猛暑日の増加など、気候変動によって既に現れている影響や中期的に不可避な影響に対する適応策等について、市民、事業者に向けた市ホームページや「広報朝来」等を活用した情報発信を行い、意識啓発を図ります。 ・気候変動による被害を軽減できるよう、高温障害や病害虫による農作物の被害拡大を予防するため、情報提供を行います。 ・農業水利施設（ため池）の適正管理を実施します。 ・家畜の暑熱対策を推進し、適正に管理します。 ・災害に強い森づくりを推進し、適正に管理します。	・農業用ため池の出水期における低水位管理及び年次計画に基づく農業用ため池の巡回点検を実施。	A：予定通り実施できた	1件	(気候変動の適応策に関する広報媒体を活用した情報発信件数) R5 1件	・農業用ため池の出水期における低水位管理取り組みについて取組箇所数を拡大予定。 ・年次計画に基づき市内農業用ため池の巡回点検を継続予定。	B：継続		農林振興課
				7箇所 (農業用ため池の低水位管理 3箇所、農業用ため池の巡回点検 4箇所)	(ため池の定期点検箇所数) R5 14箇所				・農業用ため池の低水位管理 ・農業用ため池の巡回点検 農林振興課

環境基本計画等施策評価表

基本目標2【自然共生】ネイチャーポジティブの実現に向けて、誇るべき豊かな自然を守り活かすまちをつくります

基本施策 1 生物多様性の保全

施策名	施策の内容	①令和6年度の施策の実施結果	②令和6年度の総合評価	③R6の評価指標	《参考》R2～R5の評価指標	④次年度以降の施策の展開	⑤次年度の実施予定	補足事項	担当課
(1) 希少野生動植物の生息・生育環境の保全、生息・生育状況の現状把握・情報発信	・「オオサンショウウオ」を中心とした本市の豊かな自然環境を学ぶことができれば施設を整備し、環境学習の場を提供することで、啓発に努めます。 ・オオサンショウウオの見学会や夜間観察会を開催することで、オオサンショウウオに対する関心と興味を持つ人の増加を図ります。 ・開発事業等に関わる事業者に対し、自然環境保全への理解を深め、法令等を遵守するよう指導します。 ・生物多様性に関する活動に取り組む市民や民間団体と連携・協力の上、市内における希少野生動植物の生息・生育状況に関する詳細なデータの蓄積に取り組みます。 ・兵庫県立コウノトリの郷公園と協力し、コウノトリ及び宮巣地への配慮について啓発に努めます。	・(仮称)朝来市自然環境保護施設の整備に向けて実施設計を行った。 ・NPO法人日本ハンザキ研究所と連携し、施設の見学会や夜間観察会を開催、啓発に努めた。 ・7件の河川工事に対し、オオサンショウウオの保全等文化財保護法の順守に係る指導を行った。 ・NPO法人日本ハンザキ研究所への委託により、市内河川におけるオオサンショウウオの生息調査を行った。 ・兵庫県立コウノトリの郷公園と連携し、市内コウノトリ人工巣塔への托卵、足輪着けの見学による普及活動、人工巣塔建設に係る県補助事業の周知等により啓発を行った。	A：予定通り実施できた	0人	((仮称) 朝来市自然環境保護施設の入館者数) R5 0人 ※令和8年度から供用開始	・(仮称)朝来市自然環境保護施設をオープンし、オオサンショウウオやそれを取り巻く自然環境の保全等に係る啓発や次世代の人材育成等、環境教育を推進する。 ・(仮称)朝来市自然環境保護施設を活用しながら、オオサンショウウオの見学会等を積極的に実施する。 ・(仮称)朝来市自然環境保護施設を活用しながら市内の希少な野生動物等に係るデータ収集を行う。 ・オオサンショウウオの保全等文化財保護法の順守に係る指導を継続して行う。 ・兵庫県立コウノトリの郷公園と連携し、市内コウノトリ人工巣塔への托卵、足輪着けの見学による普及活動、人工巣塔建設に係る県補助事業の周知等により継続して啓発を行う。	B：継続	・オオサンショウウオの保全等文化財保護法の順守に係る指導 R6 7件	文化財課
		・貴重な野生動植物に関する情報発信、自然環境保全への理解について普及啓発を図った。 ・令和7年度以降に取り組む予定の生物多様性地域戦略の策定準備として市内の生物の情報収集を行った。(継続実施中)	B：おおむね実施できた	575件	(いきもの図鑑への投稿件数) R5 21件 (R6.2月～3月) ※R6.2月から開始	・貴重な野生動植物に関する情報発信、自然環境保全への理解について普及啓発を図る。 ・令和7年度から令和8年度の2箇年をかけて取り組む生物多様性地域戦略の策定にあたり、市内の生物の情報収集を継続して行う。 ・今後の事業継続を見据え、生物情報の蓄積を継続し、データベース化する。	A：拡充		環境推進室
(2) 生物多様性地域戦略・レッドデータブックの策定、自然共生サイトの認定推進	・「朝来市生物多様性地域戦略」及び「朝来市レッドデータブック」の策定を進めます。 ・生物多様性に関する活動を行う主体に対し、必要となる支援策を検討します。 ・ネイチャーポジティブの実現というゴールに向け、海と陸の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標である「30by30」を推進するため、国が認定する区域である「自然共生サイト」の申請を目指します。	令和7～8年度に朝来市生物多様性地域戦略の策定を行うことを受け、生物情報の情報収集や整理を行った。なお、自然共生サイトについては、戦略策定後に取り組む予定である。	D：実施していない	0件	(自然共生サイト申請件数) R5 0件	・令和8年度末の完成を目指し、生物多様性地域戦略の策定を進める。 ・同時に、レッドデータブック、ブラックリストの作成も行う予定。 ・自然共生サイトについては、策定戦略後に取り組む予定。	A：拡充		環境推進室
(3) 特定外来生物による生態系被害の拡大防止、新たな種の侵入防止・情報発信	・在来種の生態系に影響を与える特定外来生物の情報を発信し、市民の関心と理解を高めるとともに、生息・生育調査を実施します。 ・国をはじめ、兵庫県や近隣自治体等の関係機関と連携の上、市外からの侵入防止対策及び繁殖防止対策を行うことで、生態系被害及び人的被害の予防に努めます。	・在来種の生態系に影響を与える特定外来生物について、朝来市のホームページや「広報朝来」等を活用した情報提供等を通じ、市民の関心と理解を高めるよう努めました。	B：おおむね実施できた	6件 (ホームページ1、グリーン作戦1、広報1、ロビー展示1、環境フェスタ1、いきもの図鑑1)	(生物多様性に関する広報媒体を活用した情報発信件数) R5 4件 ※ホームページ1、グリーン作戦チラシ裏1、広報1、ロビー展示1	今後も、在来種の生態系に影響を与える特定外来生物について、朝来市のホームページや「広報朝来」等を活用した情報提供等を通じ、市民の関心と理解を高めるよう努める。 ・近隣の市町とも連携して、新たな種の侵入防止を進めたい。	B：継続	・ホームページ ・グリーン作戦チラシ裏 ・広報 ・ロビー展示 ・環境フェスタ ・いきもの図鑑	環境推進室

環境基本計画等施策評価表

基本施策2 森林の保全

施策名	施策の内容	①令和6年度の施策の実施結果	②令和6年度の総合評価	③R6の評価指標	《参考》R2～R5の評価指標	④次年度以降の施策の展開	⑤次年度の実施予定	補足事項	担当課
(1) 森林の計画的な整備の推進、適正管理の担い手の確保	・「朝来市森林にジャン」に基づき、森林の多面的機能的確保を目的の一つとして、既存の造林事業に加えて、森林環境譲与税を活用した条件不利地の私有林間伐事業や自伐型林業推進事業を実施し、手入れ不足の人工林の間伐整備を推進します。あわせて、県民緑税を活用した災害に強い森づくりの取組を実施します。	・市行造林地における造林事業、森林組合等の林業事業者の森林整備支援、県民緑税を活用した災害に強い森づくりの取組を実施した。それに加えて、森林環境譲与税を活用した手入れ不足の人工林の整備を進めたほか、令和5年度からは自伐型林業の推進、令和6年からは林業従事者の確保対策として社会保険料の支援も開始した。	A：予定通り実施できた	278.48ha	(間伐面積) ※兵庫県林業統計書より R2 397.68ha R3 319.37ha R4 331.69ha	・市行造林地における造林事業、森林組合等の林業事業者の森林整備支援、県民緑税を活用した災害に強い森づくりの取組を継続して推進する。 ・森林環境譲与税を活用した手入れ不足の人工林の整備を進める。	B：継続		農林振興課
				57人	(林業労働者数) R4 51人				農林振興課
				25,120㎡	(木材生産量(素材生産量)) R4 29,431㎡				農林振興課
(2) J-クレジット制度を活用した森林整備の促進	・クレジット制度を活用し、引き続き旅路拡大と森林整備促進に取り組みとともに、新規のクレジット取得の手続きも進めます。	・朝来市J-クレジットの販売を行った。	A：予定通り実施できた	401t-CO2	(J-クレジット販売量) R2 250t-CO2 R3 250t-CO2 R4 485t-CO2 R5 1,423t-CO2	森林管理による温室効果ガスの排出削減量・吸収量を算定し、新規のクレジット取得を行う。	B：継続		農林振興課
(3) 公共施設への率先的な市産・県産材の利用促進	・公共施設の大規模改修時には、市産・県産材の利用を図ります。	市産材や県産材の利用促進を図るため、情報提供を行った。	C：実施できたとは言えない	0件	(公共施設への市産・県産材の使用件数) R5 0件	公共施設への県産・市産木材の利用を検討する。	B：継続		農林振興課
(4) 住宅等への市産材の利用促進による林業・木材産業の活性化	・市産材の利活用及び木質エネルギーの地産地消のため、薪ストーブの設置促進事業を実施します。 ・木製品とのふれあいを通じて、木材への親しみや木の文化への理解を深める「木育」の取組を推進するため、木製玩具を新生児へ配布します。	・市産材の利活用及び木質エネルギーの地産地消のため、薪ストーブの設置促進事業を実施した。 ・木製品とのふれあいを通じて、木材への親しみや木の文化への理解を深める「木育」の取組を推進するため、木製玩具を新生児へ配布した。	A：予定通り実施できた	5件	(薪ストーブ等設置促進事業補助件数) R5 5件	・市産材の利活用及び木質エネルギーの地産地消のため、薪ストーブの設置促進事業を継続して実施する。 ・木製品とのふれあいを通じて、木材への親しみや木の文化への理解を深める「木育」の取組を推進するため、継続して新生児へ木製玩具を配布する。	B：継続	・木製玩具配布数 R6 114セット	農林振興課
(5) 木質バイオマス発電の燃料となる未利用材の搬出支援を継続して行います。	木質バイオマス発電の燃料となる未利用材の搬出促進、安定供給体制の構築	兵庫県森林組合連合会を主体とした木質バイオマス発電は、コロナ禍を引き金とするウッドショックの影響もあり、令和4（2022）年12月に事業を停止した。その後、別の民間企業が事業を譲受、令和6（2024）年4月に稼働を開始した。市では、未利用材の搬出支援を継続して行うことで、側面支援を行った。	A：予定通り実施できた	6,528t	(未利用材搬出支援量) R2 6,502t R3 4,030t R4 3,831t R5 2,570t	木質バイオマス発電の燃料となる未利用材の搬出支援を継続して行う。	B：継続		農林振興課

基本施策3 農地の保全

施策名	施策の内容	①令和6年度の施策の実施結果	②令和6年度の総合評価	③R6の評価指標	《参考》R2～R5の評価指標	④次年度以降の施策の展開	⑤次年度の実施予定	補足事項	担当課
(1) 農地バトロールや農地利用意向調査等による遊休農地の発生防止・解消	・「農業経営基盤強化促進法」に位置づけられた地域計画の策定により、地域住民を中心とした農地利用の姿を明確化し、その実現に向けて取組を推進します。	農業委員による農地の状況等を確認するため、年1回（7日間）農地バトロールを実施し、農地利用意向調査を行った。	A：予定通り実施できた	23.9ha	(遊休農地面積) R5 25ha	引き続き、農地バトロールや農地利用意向調査を実施する。	B：継続		農林振興課
(2) 新規就農者の確保や担い手の育成	・「朝来市農業推進戦略プラン2025」に基づき新規就農希望者を研修生として確保し、地域農業の担い手・農業者として育成します。 ・次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の認定新規就農者に対し、経営開始時の早期経営確立を支援します。 ・「スマート農業」の導入支援による担い手育成の取組を推進します。	・兵庫県主催の就農イベントへの出展や就農希望者からの問合せや面談を行い、就農や研修制度の活用を促した。 ・研修修了者に対し、認定新規就農者への認定に向けた支援を行った。 ・国制度の農業機械購入補助等への要望、申請等を行った。	A：予定通り実施できた	36経営体	(認定農業者認定数(法人含む)) R5 34経営体	・兵庫県主催の就農イベントへの出展や就農希望者からの問合せや面談を行い、継続して就農や研修制度の活用を進める。 ・研修修了者に対し、認定新規就農者への認定に向けた支援を継続して行う。 ・国制度の農業機械購入補助等への要望、申請等を継続して行う。	B：継続		農林振興課
				18人	(認定新規就農者数(家族協定含む)) R5 16人				農林振興課
(3) 地場農産物の地産地消による地域農業の維持・推進	・各種体験交流の機会を創出し、広く農業に親しんでもらうことで地域の理解を得て、地域経済循環につなげます。 ・地場農産物を消費する「地産地消」、「食育」について、より理解と協力が得られるよう、学校給食への供給を積極的に推進します。	・各小学校等で農業体験を実施し、農業に対する理解を深めた。 ・市民向けの食育講演会等を実施し、理解を深めてもらうように推進した。	A：予定通り実施できた	36.20%	(学校給食への地元食材提供率) R5 36%	・農業に対する理解を深めるため、各小学校等で農業体験を実施する。 ・市民向けの食育講演会等を実施し、理解を深めてもらうように継続して推進する。	B：継続		農林振興課
(4) 環境保全型農業の推進、普及啓発	・国の「みどりの食料システム戦略」に沿って、さらなる環境保全型農業への取組を推進します。 ・化学的に合成された肥料及び農薬を使用しない、遺伝子組換え技術を利用しないなど、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減する有機農業（オーガニック）の取組を推進します。	・朝来市有機農業実施計画を策定し、オーガニックブレッジ宣言を実施した。生産・消費・流通をテーマとして農業者だけでなく消費者に対しても理解を得られるように有機農業産地づくり事業を実施した。	A：予定通り実施できた	97.16ha	(環境保全型農業直接支払交付金実施面積) R2 60.12ha R3 73.57ha R4 79.65ha R5 92.27ha	・継続して、農業者だけでなく消費者に対しても環境保全型農業を普及啓発する。	B：継続		農林振興課
(5) 有害鳥獣被害のさらなる抑へに向けた防護柵の設置や捕獲活動の促進	人的被害と農林業等への被害の防止に向けて、シカやイノシシ等の有害鳥獣対策として、防除・捕獲を継続的に実施します。また、その実施方法については、既存の施策に加えて、捕獲者の技術向上にICTの活用など、新しい手法も取り入れながらより効果的な方法で行います。	防護柵の設置、有害捕獲活動の推進による個体数調整、新規狩猟者の育成、捕獲した個体の食肉利用の支援、山と集落の間にバッファゾーンを整備する野生動物共生林整備を継続的に実施した。	A：予定通り実施できた	3,506千円	(有害鳥獣に占める農林業被害額) R5 3,503千円	防護柵の設置、有害捕獲活動の推進による個体数調整、新規狩猟者の育成、捕獲した個体の食肉利用の支援、山と集落の間にバッファゾーンを整備する野生動物共生林整備を継続的に実施する。	B：継続		農林振興課

環境基本計画等施策評価表

基本目標3[資源循環]サーキュラーエコノミーの実現に向けて、ごみを減らして資源が循環するまちをつくります

基本施策1 3R+Renewableの推進

施策名	施策の内容	①令和6年度の施策の実施結果	②令和6年度の総合評価	③R6の評価指標	《参考》R2～R5の評価指標	④次年度以降の施策の展開	⑤次年度の実施予定	補足事項	担当課
(1) ごみをできるだけ出さないライフスタイル・ビジネススタイルへの転換促進	・環境に関するイベント等の開催をはじめ、市ホームページや「広報朝来」等を活用した3R（リデュース・リユース・リサイクル）に関する運動を推進し、市民や事業者の理解と協力により、ごみの排出抑制や再資源化に取り組む。 ・マイボトル、マイ箸等の利用に関する啓発活動に努め、使い捨て製品等によるごみの排出抑制に取り組むことで、限られた資源を大切に使用する行動を市内で広く浸透させます。 ・石油のように枯渇する資源でなく、木材などの再生可能な資源から作られている物を活用するRenewable（リニューアブル）の普及啓発を図ります。 ・長く着続ける衣服の選択や古着利用などに関する啓発活動に努め、衣服の生産から着用、廃棄に至るまで環境負荷を考慮したサステナブル（持続可能）なファッションへの取組を推進します。	環境に関するイベント等の開催をはじめ、朝来市のホームページや「広報朝来」等を活用した3Rに関する運動を推進し、ごみの排出抑制や再資源化に取り組んだ。 ・小中学生に向けて3Rポスター募集 ・大蔵地域自治協会でフリーマーケットの取組 ・ごみ出しの外国人向けチラシ作成	B：おおむね実施できた	7,639t	(ごみ総排出量) R5 7,958t	・ごみの分別による資源循環の取組を市民により一層啓発することに努め、ごみの排出抑制や再資源化を推進し、ごみの総排出量の減量化を図る。 ・引き続き、6月の環境月間、10月の3R推進月間を中心に3R+Renewableに関する情報発信を行う。	B：継続		環境推進室
				22件 (HP1、広報1、小学校9、中学校4、環境フェスタ1、FB1、LINE1、CATV1、南広だより2、まちづくりフォーラム1)	(3R+Renewableに関する広報媒体を活用した情報発信件数) R5 20件 (HP1、広報1、小学校9、中学校4、川のごみ拾い1、まると感動市1、給食だより1、FB1、CATV1)				
(2) 生ごみの水切り・資源化や食品ロスの削減によるごみ減量化の促進	・可燃ごみの減量化及びびごみ処理経費の削減を図るため、家庭や事業所における取組として、台所やキッチン等における生ごみの水切りの徹底に関する啓発活動に努めます。 ・ライフスタイルやビジネススタイルを見直し、もったいないを意識した食材調達や食べ残しをしないこと等に資する「3010運動」、フードドライブ活動等に関する情報について、市ホームページや「広報朝来」等を活用した啓発活動に取り組むことで、家庭や事業所等で発生する食品ロスの解消を目指します。 ・本市は、「全国おいしい食べ盛り運動ネットワーク協議会」に参画する自治体として、食品ロスの削減のため、全国の自治体と協力体制を構築し、市民・事業者への積極的な啓発活動の実施により、取組を波及させます。 ・市ホームページや「広報朝来」等を活用したエコクッキングに関する情報提供を行います。	・家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等に寄付する活動であるフードドライブを実施する等、朝来市のホームページや「広報朝来」等を活用し、食品ロスの啓発活動に取り組んだ。 ・学校等で子どもたちへの関連する環境教育に取り組む、意識啓発を図った。	A：予定通り実施できた	2回 ※フードロス月間(10月) +環境フェスタ	(フードドライブ実施回数) R2 0回 R3 0回 R4 1回 R5 1回	本庁・各支所で実施する「フードドライブ」は継続しつつ、環境フェスタをはじめ、機会を捉えて実施し、フードロスの取組を推進する。	B：継続	・フードロス月間(10月) ・環境フェスタ	環境推進室
(3) ごみの分別・出し方に関する分別・出方ルール等の浸透・定着による分別の徹底、資源集団回収の活性化	・ごみの分別・出し方についての周知徹底を図るため、「家庭ごみの分別とリサイクルの手引き」の作成及び市ホームページ等の広報媒体を活用した情報提供を実施します。 ・安定した生活系ごみの収集が提供できるよう、自治会や地域の住民との連携を強化し、ごみステーションの適切な配置と管理を実施します。また、生活系ごみの効率的な収集体制、収集ルート及び行走方の確立に努めます。 ・リサイクル関係法令や近隣自治体の収集・運搬体制等の動向を踏まえ、分別品目の見直し検討や地域に適した収集システムの構築に努めます。 ・多量排出事業者におけるごみ排出の実態把握に努めるとともに、「事業系一般廃棄物の減量、処理に関する計画」の作成やごみの減量及び資源化等に関する指導等を実施します。 ・ごみの減量化、資源化を図っていくため、引き続き南但広域行政事務組合や豊父市との連携の強化に努めます。 ・自治会、地域の団体、PTA等の参加による集団回収を推進します。 ・市ホームページや「広報朝来」、市公式LINE、AIチャットボット等での分別方法に関する啓発を通じて、プラスチック製容器包装や紙製容器包装等の資源ごみの再資源化に関する意識の向上を図り、適正な分別排出を促進します。	・ごみの分別・出し方についての周知徹底を図るため、ホームページや「広報朝来」等を活用した情報提供を実施した。 ・「資源ごみ集団回収事業」に関する助成を継続して実施した。 ・地域の団体による資源回収が進むよう、朝来市のホームページやケーブルテレビ等を活用した情報提供に努めた。併せて、ごみの減量化と再資源化の重要性の普及啓発を図った。 ・連合区長会総会、連PTA会長会、地域自治協議会会長・事務局長会でも説明し推進した。	B：おおむね実施できた	25.8%	(リサイクル率) R1 25.2% R2 27.5% R3 25.8% R4 26.7% R5 25.6%	資源循環を推進するためには、啓発活動を継続的に粘り強く行う必要があると同時に、教育的な側面も有する集団回収活動への誘導も必要不可欠である。社会的な状況変化（人口減や、それによる構成団体の維持の危機など）に対応できるような支援体制の再構築も視野に入れる必要がある（隣接団体による共同体への移行など）。	B：継続		環境推進室
				440.7t	(集団回収回収量) R1 701.9t R2 536.5t R3 494.9t R4 588.0t R5 505.5t				環境推進室
		安全な体制による収集と処理を実施している。 朝来市と協力し、ごみの分別・収集の現状を踏まえ、課題対策に取り組んだ。	A：予定通り実施できた			・継続して、安全な体制による収集と処理を実施する。 ・朝来市と協力し、ごみの分別・収集の現状を踏まえ、課題解決に取り組む。	B：継続		南但広域事務組合環境課
(4) マイバッグやマイボトルの利用、使い捨てプラスチック製品の使用削減等によるプラスチックごみの減量・資源化	・近年、世界的な話題となっている海洋プラスチックごみ問題に対し、市民及び事業者に向けた海洋プラスチック問題等に関する市ホームページや「広報朝来」等を活用した情報発信の実施、学校等における子どもたちへの環境教育に取り組む、意識啓発を図ります。 ・マイバッグの積極的な利用に関する市ホームページや「広報朝来」等を活用した情報発信に努めると、市民にマイバッグを持参した買い物による不要なレジ袋の排出抑制に取り組んでもらえるよう、啓発活動を実施します。 ・環境月間（6月）、3R推進月間（10月）を中心に、使い捨てプラスチック製品の使用削減について、市ホームページや「広報朝来」等を活用して啓発活動を実施します。 ・「プラスチック資源循環促進法」の施行に伴い、本市においても2025年10月からプラスチック製容器包装に加えて、プラスチック製品ごみの分別収集を開始します。	海洋プラスチック問題等に関する朝来市のホームページや「広報朝来」等を活用した情報発信の実施、学校等における子どもたちへの環境教育に取り組んだ。 朝来市と協力し、ごみの分別・収集の現状を踏まえ、課題対策に取り組んだ。	B：おおむね実施できた			引き続き、海洋プラスチック問題等に関する朝来市のホームページや「広報朝来」等を活用した情報発信の実施、学校等における子どもたちへの環境教育に取り組む。	B：継続		環境推進室
			A：予定通り実施できた	140t	(プラスチック類の排出量) R5 144t	令和7年10月からプラスチック製品ごみの分別収集を開始することを契機として、「家庭ごみの分別とリサイクルの手引き」や「ポスター」を作成し、全戸配布及びホームページにおいて周知し、「ごみ減量・リサイクル推進」に取り組む。 また、年2回ごみ収集カレンダーも全戸配布とホームページに公開し、ごみ分別の徹底を図る。	B：継続		南但広域事務組合環境課
				40t	(ペットボトルの排出量) R5 42t				南但広域事務組合環境課

環境基本計画等施策評価表

基本施策2 ごみの適正処理の推進

施策名	施策の内容	①令和6年度の施策の実施結果	②令和6年度の総合評価	③R6の評価指標	《参考》R2～R5の評価指標	④次年度以降の施策の展開	⑤次年度の実施予定	補足事項	担当課
(1) ごみ処理施設の適正な維持管理・更新	・南但グリーンセンターについては、南但広域行政事務組合及び養父市と協働した適正な維持管理による運用に努めます。 ・南但グリーンセンターに搬入される資源ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ等について、資源化が可能なものは適切に処理を実施するとともに、リユースプラザにおける資源の有効活用など、リサイクル率の向上に努めます。 ・廃棄物系/バイオマスの有効活用を図るため、南但グリーンセンターにおけるバイオマス設備の効果的な運用に努めます。 ・市ホームページや「広報朝来」等を用いた維持管理情報を適宜公表し、南但グリーンセンターに対する地域の住民の安心感や信頼感の向上を図ります。 ・朝来市一般廃棄物安定型・管理型最終処分場における埋立てあたり、ごみの減容化を図ること、最終処分場の延命化に努めます。また、焼却灰・ばいじんについては、民間の資源化事業者を活用し、朝来市一般廃棄物管理型最終処分場の安定的な利用を推進します。	・南但グリーンセンターについては、南但広域行政事務組合及び養父市と協働した適正な維持管理による運用に努めた。 ・リサイクルセンターでの資源化、高効率原燃料回収施設バイオマス設備での発電、売電、高効率原燃料回収施設熱回収設備で生じる焼却灰、ばいじんのセメント原料化を継続して実施した。	A：予定通り実施できた	12回 ※監視委員会等の実施回数 5回	(高効率原燃料回収施設(ごみ焼却処理施設)委託業者とのモニタリングの開催回数) R5 12回	・南但グリーンセンターについては、南但広域行政事務組合及び養父市と協働した適正な維持管理による運用に努める。 ・南但グリーンセンターに搬入される資源ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ等について、資源化が可能なものは適切に処理を実施するとともに、リユースプラザにおける資源の有効活用など、リサイクル率の向上に努める。 ・廃棄物系/バイオマスの有効活用を図るため、南但グリーンセンターにおけるバイオマス設備の効果的な運用に努める。 ・市ホームページや監視委員会等の会議を実施し、維持管理情報を公表し、南但グリーンセンターに対する地域の住民の安心感や信頼感の向上を図る。	B：継続	・監視委員会等の実施回数 R6 5回	南但広域事務組合環境課
		朝来市一般廃棄物安定型・管理型最終処分場については、適正に管理し、延命化に努めた。	B：おおむね実施できた	1,076t	(最終処分場の埋立量) R5 1,365t	引き続き、朝来市一般廃棄物安定型・管理型最終処分場については、適正に管理し、延命化に努める。	B：継続		環境推進室
(2) ごみの不法投棄やポイ捨ての防止対策の推進、環境美化活動の促進	・市ホームページや「広報朝来」等を通じて、市民及び事業者等への不法投棄の防止に向けた意識啓発を実施します。また、看板等の設置や、市民・警察・関係機関と連携した監視を強化します。 ・公共施設・道路・河川等における不法投棄の防止に向けたパトロールと不法投棄物の収集を継続して実施し、市内の環境美化に努めます。 ・ごみのポイ捨てがなくなるよう、マナーやモラルの向上のための啓発を図ります。 ・各種イベントや人が集まる場所等においては、地域の住民や観光客への啓発活動の実施により、散乱ごみの減少を図ります。 ・ごみ拾いを楽しみながら「ごみの散乱状況の見える化」ができるアプリ(ピカ)を活用し、行動変容を促すことで、ごみのポイ捨てがなくなるよう普及啓発を推進します。 ・不法な野外焼却への対策として、関係機関と連携の上、監視及び指導等の措置を実施するとともに、市ホームページや「広報朝来」等を通じた啓発活動に努めます。	・不法投棄を常に監視する仕組みを継続し、市内の環境美化を推進した。 ・不法な野外焼却等について、環境に対する意識の高揚に向けた啓発を進めた。	B：おおむね実施できた	4,860kg	(不法投棄ごみパトロールの回収量) R2 4,470kg R3 4,390kg R4 4,140kg R5 4,790kg	・不法投棄を常に監視する仕組みを継続し、市内の環境美化を推進する。 ・不法な野外焼却等について、環境に対する意識の高揚に向けた啓発を進める。	B：継続		環境推進室
				2件	(ごみの適正処理に関する広報媒体を活用した情報発信件数) 件 R5 2				環境推進室
(3) 生活弱者に配慮したごみ収集の推進	・地域、自治会及び関係機関等と連携を図ることで、生活弱者に配慮したごみ処理ができるよう努めます。	・各自治協議会におけるごみ出し支援事業の契約を推進した。 ・シルバー人材センターが行う、高齢者等へのごみ出し支援の事業に協力した。	B：おおむね実施できた	2件	(各自治協議会におけるごみ出し支援事業契約件数) R5 2件 ※和田山自治協 申込2件のみ	・引き続き、各自治協議会におけるごみ出し支援事業契約を推進する。 ・シルバー人材センターが行う、高齢者等へのごみ出し支援の事業に引き続き協力する。	B：継続		環境推進室
(4) 災害廃棄物の適正かつ円滑な処理体制の構築	・災害発生時の廃棄物の迅速な処理に向けて、「朝来市災害廃棄物処理基本計画」に基づいた対応を行います。 ・大規模災害発生時においても災害廃棄物の適正処理が図られるよう、平時から整備するよう努めます。 ・災害廃棄物の処理については、兵庫県をはじめ、近隣自治体及び民間事業者等の関係機関と連携を図るため、協定の締結に努めます。	大規模災害発生時において、「朝来市災害廃棄物処理計画」に沿って災害廃棄物の適正かつ迅速に処理できるよう、災害廃棄物処理への理解を深め、体制を整理した。 朝来市のホームページを活用し、市民等へ平時から災害に備えについて、啓発を図った。	B：おおむね実施できた			引き続き、大規模災害発生時において、「朝来市災害廃棄物処理計画」に沿って災害廃棄物の適正かつ迅速に処理できるよう、災害廃棄物処理への理解を深め、体制を整理をすめる。 また、朝来市のホームページを活用し、市民等へ平時から災害に備えについて、啓発を図る。	B：継続	・平成17年に兵庫県、県内41市町、20一部署組合で「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」を締結 ・平成29年に兵庫県環境事業商工組合と「災害時における廃棄物処理に関する応援協定」を締結 ・平成31年に大栄環境ホールディングス株式会社と「災害廃棄物等の処理に関する基本協定」を締結	環境推進室

環境基本計画等施策評価表

基本目標4【健全・快適】健全で快適に生活できる良好な環境が確保されたまちをつくります

基本施策 1 健全な生活環境の保全

施策名	施策の内容	①令和 6 年度の施策の実施結果	②令和 6 年度の総合評価	③R6の評価指標	《参考》R2～R5の評価指標	④次年度以降の施策の展開	⑤次年度の実施予定	補足事項	担当課
(1) 県と連携した環境監視の継続	・ 兵庫県等の関係機関と連携・協力の上で環境監視に努め、必要に応じて工場・事業場に対し、大気汚染や水質等に係る排出基準等の遵守を指導します。	工場・事業場に対し、兵庫県等の関係機関と連携・協力の上、大気汚染に係る排出基準等の遵守を指導した。 生活環境の保全のため、公共用水域等における定期的な水質検査を兵庫県などの関係機関と連携して実施した。 自動車騒音に関する常時監視の測定を継続して実施した。	B：おおむね実施できた	14箇所	(公共水域水質調査箇所数) R5 14箇所	工場・事業場に対し、兵庫県等の関係機関と連携・協力の上、大気汚染に係る排出基準等の遵守を指導する。 生活環境の保全のため、公共用水域等における定期的な水質検査を兵庫県などの関係機関と連携して実施する。 自動車騒音に関する常時監視の測定を今後も継続して実施する。	B：継続		環境推進室
(2) 公害に関する現状の把握と意識啓発の実施	・ 市民等の健康を保護し、市内の良好な環境を確保するため、公害の防止に関する事業者との協定の締結に努めます。 ・ 河川水質や自動車騒音に関する常時監視の測定を今後も継続して実施します。 ・ 公害に関する苦情及び紛争について、関係機関と連携・協力の上で迅速かつ適正な処理を図るよう努めます。	市民等の健康を保護し、朝来市内の良好な環境を確保するため、公害の防止に関する事業者との協定の締結に努め、工場や事業場から発生する騒音や悪臭等については、法等に基づく規制基準の遵守を指導した。	B：おおむね実施できた	16件	(公害等に関する市民からの通報件数) R5 12件 ※公害苦情調査より	市民等の健康を保護し、朝来市内の良好な環境を確保するため、公害の防止に関する事業者との協定の締結に努め、工場や事業場から発生する騒音や悪臭等については、法等に基づく規制基準の遵守を指導する。	B：継続		環境推進室
				3回	(公害防止協議会開催回数) R2 2回 R3 3回 R4 3回 R5 3回				環境推進室
(3) 上下水道事業の適正な運営	・ 選択と集中による効果的な投資の実施や事業運営の効率化を進め、収支均衡を図りつつ事業継続に努めることで、安全安心な水道水を安定的に供給します。	物価高騰により動力費や修繕費等の費用が増加しているが、経常収支比率は100%を上回っており、健全な事業運営に努めることができた。また、水質検査については、PFAS及びPFOAも新規で検査を実施し、検出されないことを確認し、安全安心な水道水の供給を行った。	A：予定通り実施できた	110.30%	(上下水道事業の経常収支比率) R5 113.7%	上下水道事業については、水道ビジョンの見直しにより、今後の投資のあり方等を検討し、事業運営の更なる効率化を図る。また、水質検査については、引き続き定期監視を実施し、安全安心な水道水の安定的な供給に努める。	B：継続		上下水道課
				0項目	(水道水での水質検査基準超過項目数) 0項目				上下水道課
(4) 下水道施設（浄化センター）の適切な運転管理	・ 下水道施設（浄化センター）の運転を適切に管理して生活排水を処理することにより、公共用水域の水質保全を図ります。	下水道事業については、ストックマネジメント事業による施設の長寿命化や施設の統廃合による効率的な事業運営を図っており、維持管理においては、放流水の水質保全に努めることができた。	A：予定通り実施できた	0項目	(下水処理した放流水の水質検査基準超過項目数) R5 0項目	下水道事業について、施設の長寿命化や統廃合等により、効率的な維持管理を図るとともに、適切な生活排水の処理に努め、引き続き衛生的な下水道事業の運営をすることで、公共用水域の水質保全を図る。	B：継続		上下水道課

環境基本計画等施策評価表

基本施策2 快適な生活環境の形成

施策名	施策の内容	①令和6年度の施策の実施結果	②令和6年度の総合評価	③R6の評価指標	《参考》R2～R5の評価指標	④次年度以降の施策の展開	⑤次年度の実施予定	補足事項	担当課
(1) 自然・歴史・文化が調和した魅力ある景観の保全・継承	・郷土芸能等の無形文化財や伝統工芸技術保持者の記録を保存し、後世への伝承とともに、担い手の育成に努めます。	・生野銀山石刀節について、文化庁の補助金を活用し映像化、DVDを作成するとともに、それらを市内学校で活用、またYouTube等SNSを用いたPRを行うなど、普及啓発と次世代の担い手育成を行った。 ・竹田城跡や生野鉱山をはじめとした歴史文化遺産についての講演会や、広報「朝来」における連載、埋蔵文化財センターでの企画展示によって、新しい魅力を発信した。	B：おおむね実施できた	1件	(無形文化財の映像記録作成件数) R5 1件	・生野銀山石刀節について、補助金を活用しながらイベントの開催等普及啓発を推進する。また、寺内さんご踊りについて、補助金を活用しながら衣装を更新し、次世代への継承につなげる。 ・竹田城跡や生野鉱山をはじめとした歴史文化遺産についての講演会や、広報「朝来」における連載、埋蔵文化財センターでの企画展示によって、新しい魅力を発信する。	B：継続		文化財課
(2) 重要な文化財の保存・活用や価値・魅力の市内外への情報発信	・「文化財保存地域計画」を策定することで、指定・未指定に関わらず、地域にとって貴重な文化財を、地域で守り継承していく仕組みづくりに取り組みます。	・歴史文化遺産の所有者からの相談に応じ、保護や保全についての協議を行った。また、新たな文化財の指定に向け、調査や住民説明会等を実施した。 ・観光交流課と連携を図り、竹田城跡や日本遺産の構成要素である生野鉱山や神子畑選鉱場跡での事業を実施することで来訪者の増加に努めた。	B：おおむね実施できた	247件	(指定・登録文化財件数) R5 247件	・新たな文化財の指定について、調査や調整を行い、文化財保護審議会において認定を行う。 ・観光交流課と連携を図り、竹田城跡や日本遺産の構成要素である生野鉱山や神子畑選鉱場跡での事業を実施することで、その魅力をダイレクトに発信し、来訪者の増加に努める。 ・「文化財保存地域計画」の策定に向け、住民説明を実施する。	B：継続		文化財課
				448,326人	(歴史文化遺産への観光客入込者数) R5 427,875				文化財課
(3) 市民の憩いや安らぎの場となる公園の整備、地域住民と連携した維持管理の推進	・地域の住民と連携・協働した適切な公園の維持管理等の整備を進めるとともに、市民が親しみを持てる空間として活用を進めます。 ・「建築物等緑化計画」に関する届出を受け、建築物及びその敷地の緑化に関する指導・助言を行います	・対象者に対して良好な景観の形成のために定めた景観形成基準・届出制度の内容を説明し、理解を求めた。 ・公園の維持管理については地元区や地域自治協議会等と連携して定期的な草刈りを実施した。また、遊具の点検及び必要に応じた設備更新を行い、市民の憩いと潤いの空間としての活用を推進した。	B：おおむね実施できた	32.9%	(良好な住生活環境が整備されていると感じる市民の割合) % R3 32.7 R4 28.8 R5 28.9	景観形成届出は、事業者の理解が得られるように丁寧な説明を重ね、適切に届出を行ってもらうように促し、良好な景観の保全に努める。 公園維持管理は、地元への指定管理を適切に行うと共に、要望のあった公園維持に努める。	B：継続	・景観形成届出件数 R6 11件 ・公園修繕件数 R6 18件	都市政策課
(4) 空き家の発生抑制・適正管理や利活用の促進に資する補助金の交付・空き家バンク等の情報発信	・空き家等の発生抑制のため、早めの対策が重要であることや空き家バンク等の各種制度を周知・啓発します。 ・空き家等の適切管理を促進するため、継続的に実態を把握し、関係団体等と連携して適切な管理の支援の仕組みを整備します。 ・管理不全な状態の空き家等への対策として、所有者等に各種支援制度の情報提供や助言等を行います。また、改善要請も行い、指導と支援の両面から対策を推進します。 ・空き家バンクへの物件登録を促進するため、地域自治協議会や各区等との連携をさらに強化します。 ・空家活用促進事業、空き家片付け支援補助金については、現行の内容で制度運用しながら、その効果やニーズを精査し、必要に応じて内容の見直しを検討します。	・固定資産税の通知送付に合わせた制度周知や、空き家相談会の実施などにより、空き家バンクの認知度が向上し、令和2年度以降は毎年30件以上の物件が登録されている。また、登録件数は年々、増加傾向にある。 ・空き家片付け支援補助金が毎年活用されており、空き家バンク登録物件の品質が向上し、空き家の流通が促進されている。 ・住まいを目的とした空き家活用をより推進するため、令和5年度から空家活用促進事業補助金の制度を拡充した。	B：おおむね実施できた	16件	(空き家バンク物件の成約件数) R5 20件	引き続き、地域との協働、関係団体等との連携を重視し、空き家相談会、空き家バンク制度、空き家片付け支援補助金、空家活用促進事業補助金の制度を継続する。	B：継続		市民協働課
			B：おおむね実施できた	5件	(老朽空家等の除却件数) R5 9件	引き続き老朽空家等の除却の推進に向けて所有者等への周知に取り組む。	B：継続		都市政策課
(5) 生活道路等の整備	・地域インフラ群再生戦略マネジメントによる、広域的な道路インフラ等の維持管理に努めます。 ・但馬3市2町が水平連携することで、道路橋梁の効率的な補修設計及び工事を実施します。 ・道路の適切な維持管理に向けて、引き続き地域との連携強化を図ります。 ・「市道の損傷等通報フォーム」を活用した、リアルタイムな情報収集を図ります。	・基幹管路の耐震化事業を継続 ・加都配水池の耐震化を実施 ・AIを活用した管路劣化診断結果を活用した管路更新を継続 ・地域からのニーズを適切に把握することで、安全かつ快適な生活道路の整備及び修繕等に努めることができた。 ・「市道の損傷等通報フォーム」を活用した、リアルタイムな情報収集を図ることで、適切に維持管理を実施することができた。	A：予定通り実施できた	5橋	(早期に修繕措置が必要な橋梁数) R5 10橋	・朝来市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、早期に予防保全への転換を目指す。 ・「市道の損傷等通報フォーム」の活用促進を図り、道路インフラの適切な維持管理体制を構築する。	B：継続		建設課
				22件	(「市道の損傷等通報フォーム」活用件数) R5 17件				建設課

環境基本計画等施策評価表

基本目標5〔共創力〕一人ひとりが環境について考え、みんなで環境保全に取り組むまちをつくります

基本施策 1 環境学習・環境教育の推進

施策名	施策の内容	①令和 6 年度の施策の実施結果	②令和 6 年度の総合評価	③R6の評価指標	《参考》R2～R5の評価指標	④次年度以降の施策の展開	⑤次年度の実施予定	補足事項	担当課
(1) あらゆる機会を捉えた幅広い世代への環境学習、自然とのふれあいの推進	・「朝来市まちづくり出前講座」の開催時には、必要に応じて環境に関する講座等の内容の充実を図るとともに、環境に対する意識や知識の蓄積とともに、地域における積極的な取組につなげます。 ・市内事業所においても従業員が自社の事業活動と環境との関わりを理解することで、事業活動における環境に配慮した取組が促進されるよう、社内における環境教育の実施に資する啓発活動に努めます。 ・身近な自然や野生動物植物等に関する意識を養うため、多様な主体が参加できる動植物の自然観察会や有識者を招いた講演会等の開催による学習機会の充実を図ります。 ・市内外に向けた自然の環境に対する意識を育んでいくため、観光関係事業者と連携し、新たな自然環境体験（グリーンツーリズム）コンテンツの創出や情報発信を行います。 ・講演会や講座、出前事業等の学習機会を提供することで、郷土愛の醸成と地域活性化を図り、歴史文化遺産への意識の高揚に努めます。	「朝来市まちづくり出前講座」の申し込みがなく、実施できなかった。 グリーン・ツーリズムの推進として、既存の自然体験コンテンツを観光総合ガイドブックや体験素材集に掲載し、市や観光協会のサイトにも掲出することで、情報発信に努めた。 新たなコンテンツの創出はなかったものの、和田山高校との共同によりネイチャーツーリズム構築に向けた、新たな取組の検討を始めた。	C：実施できたとは言えない	0回	(ごみ分別に関する出前講座実施回数) R2 0回 R3 0回 R4 0回 R5 1回	引き続き、「朝来市まちづくり出前講座」の実施により、地域における積極的な取組につなげる。 ※令和7年10月1日からプラスチック製品（分別区分はプラスチック類）とリチウムイオン電池等の出し方が変更になることに伴い、需要が高まることが予想される。	B：継続		環境推進室
		・竹田城跡や生野鉱山をはじめとした歴史文化遺産についての講演会や、出前講座、見学会等の学習機会を提供し、郷土愛の醸成と地域活性化を図り、歴史文化遺産への意識の高揚に努めた。	B：おおむね実施できた	0件	(「新たな自然環境体験（グリーンツーリズム）コンテンツの創出件数」) R2 0件 R3 0件 R4 1件 R5 2件	引き続きグリーンツーリズムの推進として、あらゆる媒体を活用して情報発信を続ける。 新たなコンテンツの創出については、朝来市観光協会をはじめ観光関係事業者と連携し、進めていく。	B：継続		観光交流課
			B：おおむね実施できた	10,223人	(歴史文化遺産の学びの場への参加者数) R4 9,427人 R5 9,696人	・竹田城跡や生野鉱山をはじめとした歴史文化遺産についての講演会や、出前講座、見学会等の学習機会を提供し、郷土愛の醸成と地域活性化を図り、歴史文化遺産への意識の高揚に努める。	B：継続		文化財課
(2) あらゆる機会を捉えた子どもたちへの環境教育の推進	・小学校 5 年生で実施する自然学校などを通じて、子どもたちが自然と積極的にふれあうことができる学びふれあいの場を設定します。 ・自然環境に対する意識啓発を兼ねて、多くの子どもが各主体が参加できる水生生物調査や簡易の水質調査の実施等を検討します。 ・日々の保育の中で、季節の草花や昆虫等に触れる機会を設け、年齢に応じた自然とのふれあいを実施するとともに、木育についても取り組みます。 ・園庭や近隣の畑で、季節の野菜栽培を行うなど、植物の生育と食べ物の大切さを学ぶ取組を実施します。 ・地域自治協議会が自ら自然と積極的にふれあうことができる自然体験など、地域学校協働活動を継続して支援します。 ・市内の市川水系、円山川水系で環境体験学習を実施することにより、親水性を持った水辺環境の確保に努めます。 ・兵庫県と連携し、学校等における「環境体験事業」や「自然学校推進事業」など、体験型の環境学習や教育に関する取組を引き続き推進します。 ・各教科や総合的な学習の時間を活用し、環境に対する児童の意識や知識の蓄積に努め、主体的な行動を促すとともに、各学校の特色を生かした環境教育が行えるよう、兵庫県をはじめとする教育関係機関と連携した教育内容の充実を図ります。 ・兵庫県を中心とした教育関係機関と連携し、教職員に対する研修の実施等にも取り組みます。 ・小学校の副読本で木質/バイオマス発電について紹介するページを追加し、環境教育の一助とします。また、木質バイオマス発電施設見学については、施設運営者と調整を進めます。 ・環境教育の一環として、小学生の浄水場・浄化センターでの施設見学の実施に協力し、水道水を作る工程や排水がきれいになっていく工程を学ぶことで、公共用水等について啓発活動を推進します。 ・地域自治協議会が実施する「マイエンジ」を活用した「あさごEEO」活動への支援の一環として、市内の各小学校における「マイエンジ」に関する出前授業を実施し、環境保全に対する意識の醸成を図ります。 ・環境教育の一環として、学校での「南但グリーンセンター」の見学会や学習会の実施に協力し、ごみの正しい分別や出し方、排出状況、ごみ問題等に関する理解や認識を深めるための啓発活動に努めます。 ・小中学生に学校給食の食べ残しをしないこと等を啓発し、食品ロス削減への意識の高揚に努めます。 ・「朝来市埋蔵文化財センター」における展示や体験型学習、見学会や出前講座等の様々なイベントを実施し、未来の本市を担う小中学生に対する教育の強化を図ることで、郷土の歴史文化遺産への意識の高揚に努めます。	小学校 5 年生で実施する自然学校を通じて子どもたちが自然と積極的にふれあうことができる学びふれあいの場を設定することができた。また、市内の市川水系、円山川水系で環境体験学習を実施することにより、親水性を持った水辺環境に対する認識を広めることができた。 兵庫県教育委員会と連携し、「環境体験事業」や「自然学校推進事業」など、体験型の環境学習を推進した。また、各教科や総合的な学習の時間を活用し、環境に対する児童の意識や知識の蓄積に努め、主体的な行動を促すことができた。 ・市内の小中学校への出前事業や各種団体への講座を実施することで、より身近に歴史文化遺産を感じていただけるよう取り組んだ。	A：予定通り実施できた	9校	(小学校 5 年生での自然学校の実施校数) R5 9校	・小学校 5 年生で実施する自然学校などを通じて、子どもたちが自然と積極的にふれあうことができる学び場を設定する。 ・各教科や総合的な学習の時間を活用し、環境に対する児童の意識や知識の蓄積に努め、主体的な行動を促すとともに、各学校の特色を生かした環境教育が行えるよう、兵庫県をはじめとする教育関係機関と連携した教育内容の充実を図る。	B：継続		学校教育課
			A：予定通り実施できた	9校	(小学校 3 年生を中心にした環境体験教育の実施校数) R5 9校	・自然環境に対する意識啓発を兼ねて、多くの子どもが参加できる水生生物調査や簡易の水質調査の実施等を検討する。 ・各教科や総合的な学習の時間を活用し、環境に対する児童の意識や知識の蓄積に努め、主体的な行動を促すとともに、各学校の特色を生かした環境教育が行えるよう、兵庫県をはじめとする教育関係機関と連携した教育内容の充実を図る。	B：継続		学校教育課
			B：おおむね実施できた	299人	(市内小中学校への出前講座（文化財）の参加者数) R2 179人 R3 285人 R4 371人 R5 300人	・市内の小中学校への出前事業や各種団体への講座を実施することで、より身近に歴史文化遺産を感じていただけるよう取り組む。	B：継続		文化財課
		・園庭活動時に、季節の草花や昆虫等触れる機会を設けた。また、園庭や近隣の畑で、季節の野菜の栽培を行うなど、植物の生育と食べ物の大切さを学ぶ取り組みを行った。	A：予定通り実施できた	13園（公立 7 園、私立 6 園）	(自然とのふれあいに取り組んだ保育所・こども園数) R2：13園（公立 7 園、私立 6 園） R3：13園（公立 7 園、私立 6 園） R4：13園（公立 7 園、私立 6 園） R5：13園（公立 7 園、私立 6 園）	引き続き、園庭活動時等に、季節の草花や昆虫等触れる機会を設ける。また、園庭や近隣の畑で、季節の野菜の栽培を行うなど、植物の生育と食べ物の大切さを学ぶ取り組みを行う。	B：継続		こども園課
		地域自治協議会に地域コーディネーターを設置し、小学生を対象とした地域学校協働活動の中で、自然と積極的にふれあうことができる自然体験活動を実施した。	B：おおむね実施できた	25回	(地域学校協働活動のうち、自然体験活動の日数) R2 5回 R3 7回 R4 14回 R5 12回	引き続き、地域自治協議会に地域コーディネーターを設置し、小学生を対象とした地域学校協働活動の中で、自然と積極的にふれあうことができる自然体験活動を実施する。	B：継続		生涯学習課
		大蔵、東河、枚田、中川小学校の授業の一環として浄水場の施設見学を実施し、水道水ができるまでを学習してもらうことで、水道水の重要性の啓発を実施した。	A：予定通り実施できた	4校	(浄水場の見学実施小学校数) 校 R5 3	小学校の施設見学への対応を通して、引き続き水道水の重要性を啓発する。	B：継続		上下水道課
		大蔵、東河、枚田、中川小学校の授業の一環として処理場の施設見学を実施し、生活排水が処理されて放流されるまでを学習してもらうことで、家庭での正しい下水の使い方の啓発を実施した。	A：予定通り実施できた	4校	(浄化センターの見学実施小学校数) R5 3校	小学校の施設見学への対応を通して、引き続き下水道の正しい使い方を啓発し、油等の流入機会を減らすことで処理施設への負担軽減を図る。	B：継続		上下水道課

環境基本計画等施策評価表

		環境教育の一環として、南但グリーンセンターへの小学校4年生の見学を受け入れた。	A：予定通り実施できた	230人	(南但グリーンセンターの見学人数) R5 235人	環境教育の一環として、南但グリーンセンターへの小学校4年生の見学を継続して受け入れる。	B：継続		南但広域事務組合環境課
		各小学校における微生物活性酵素「マイエンザ」に関する出前授業を継続して実施した。	B：おおむね実施できた	3回	(マイエンザの出前授業の開催回数) R5 3回	各小学校における微生物活性酵素「マイエンザ」に関する出前授業を継続して実施する。(年に3校ずつローテーション)	B：継続		環境推進室
		各小学校における微生物活性酵素「マイエンザ」に関する出前授業を継続して実施した。	B：おおむね実施できた	75人	(マイエンザの出前授業の参加人数) R2 44人 R3 46人 R4 53人 R5 47人	各小学校における微生物活性酵素「マイエンザ」に関する出前授業を継続して実施し、環境に関する啓発をおこなう。(年に3校ずつの実施のため、児童数により参加人数は左右される。)	B：継続		環境推進室
		市民課環境推進室単独事業としての「環境体験事業」として、体験型の環境学習に関する取り組みを推進した。	B：おおむね実施できた	4回 ・環境学習バスツアー(7月31日) ・オーガニックピレッジ宣言(7月27日) ・知ろう! 学ぼう! オオサンショウオ(11月30日) ・ヤマダストアでの生物多様性の普及啓発(3月16日)	(環境推進室主催の環境体験事業の開催回数) R2 0回 R3 0回 R4 0回 R5 4回 ※環境体験バスツアー、ゴミ拾い&生物観察、図書館周辺で生き物観察会2	市民課環境推進室単独事業としての「環境体験事業」として、体験型の環境学習に関する取り組みを推継続して推進する。	B：継続		環境推進室
		広報、HP、ロビー展示で環境学習・環境教育に関する情報発信を行った。	B：おおむね実施できた	3回	(環境学習・環境教育に関する広報媒体を活用した情報発信件数) R5 3件 ※広報、HP、ロビー展示	今後も、機会を捉えて環境学習・環境教育に関する情報発信を行う。	B：継続		環境推進室
(3) 人材育成と活躍の場の提供	・市内で活動を行う市民団体等と連携の上、地域において専門知識や経験等を有し、環境学習・環境教育を実施できる企画・運営能力を持った環境保全活動を支える指導者等の育成に努めます。また、そうした人材を環境保全活動の場面において積極的に活用します。	環境保全活動を支える指導者等の育成や関係機関、各種団体間との交流を進めた。	B：おおむね実施できた	7回	(指導者育成機会の開催回数) R5 2回 ※指導者を目指す人材を観察会等で同行した回数	学校、自治協議会、野外活動施設等主催の自然観察会において、指導者を目指す人材と一緒に活動し、人材育成を行う。	B：継続		環境推進室
(4) 多様な媒体を活用した環境情報の発信	・各メディア・広報媒体を活用し、市民に情報発信することで、環境意識の醸成を促進します。	環境意識の醸成を促進するため、様々な機会を捉え、情報収集と発信、紹介等を進めた。	B：おおむね実施できた			環境意識の醸成を促進するため、今後も、様々な機会を捉え、情報収集と発信、紹介等を進める。	B：継続		環境推進室

環境基本計画等施策評価表

基本施策2 環境保全活動の推進

施策名	施策の内容	①令和6年度の施策の実施結果	②令和6年度の総合評価	③R6の評価指標	《参考》R2～R5の評価指標	④次年度以降の施策の展開	⑤次年度の実施予定	補足事項	担当課
(1) 環境保全活動への参加機会の創出や情報発信	・河川や道路における清掃活動やグリーン作戦等を通じ、プラスチックごみ等を含む取扱いの回収による市内の環境美化に取り組みます。 ・地域の住民や事業者等が実施する環境美化活動や清掃活動について、専用ごみ袋の配布、廃棄物の処分等の実施による積極的な支援を行います。 ・日常生活や事業活動の場における環境にやさしい各種取組が広く浸透するよう、国や兵庫県との連携制度をはじめとする支援策や環境保全に関連した事例等の情報について、市ホームページや「広報朝来」等を通じて提供することで、家庭や職場における各種取組を促します。	グリーンアップひょうごキャンペーン推進協議会（兵庫県・県内各市町・ひょうご環境創造協会）では、環境美化運動の取組を継続して推進した。	B：おおむね実施できた	2回	(グリーン作戦、グリーンアップ作戦の開催回数) R2 0回 R3 0回 R4 2回 R5 2回	・グリーンアップひょうごキャンペーン推進協議会（兵庫県・県内各市町・ひょうご環境創造協会）では、環境美化運動の取組を継続して推進する。 ・グリーン作戦（グリーン但馬10万人大作戦）やグリーンアップ作戦を継続的に実施し、市民への啓発と実践の場を確保する。	B：継続		環境推進室
				7t ※6.7+0.01 ※グリーンアップ作戦では、ごみの回収量は微々たるもの	(グリーン作戦、グリーンアップ作戦でのごみ収集量) R5 9t (8.7+0.03)				環境推進室
(2) 環境保全団体との情報共有や活動支援	・環境問題や市内における環境保全活動等に関する情報の集約化を進めるとともに、市ホームページや「広報朝来」等を活用した発信に努めることで、市民や事業者等の各主体の環境に対する意識の高揚を図ります。	環境保全活動に関する情報発信としてHPを活用し情報発信を行った。	B：おおむね実施できた	1件	(環境保全活動に関する情報発信件数) R5 1件 ※HPを継続	今後もHPを活用した環境保全活動に関する情報発信を継続的に行う。	B：継続		環境推進室
(3) 環境保全活動に関する理解促進や意識向上	・環境学習・環境教育の実施、各種行事の開催等の際には、地域で活動する市民団体、企業等と連携を図るとともに、市内で環境保全活動を展開する市民団体等に対する積極的な支援に努めます。 ・地域で環境保全活動に積極的に取り組む個人や市民団体等を広く紹介することで、環境保全活動の活性化を図ります。 ・本市、事業者、市民、地域自治協議会等の各主体が協力し、地域における環境保全活動に関する組織や体制の構築に取り組めます。 ・市内の各自治協議会が実施する環境美化活動や不法投棄物の回収活動等の各種取組について、行政の立場から協力・支援に努めます。 ・市民がボランティアで身近な道路や公園等の公共の場の美化活動を行う「アダプト制度」の普及に努め、市民と行政が協働で、地域の美化活動を推進します。	地域自治協議会会長事務局長会議において、それぞれの取り組み状況の情報共有並びに意見交換を行った。	B：おおむね実施できた	160件	(各地域自治協議会における環境保全に関する補助金交付件数) R5 150件	引き続き、地域との協働、関係団体等との連携を重視し、各地域自治協議会における環境保全に関する補助金の交付を行う。	B：継続		市民協働課
				15団体	(アダプト制度の登録団体数) R2 12団体 R3 13団体 R4 15団体 R5 15団体				環境推進室
		市民がボランティアで身近な道路や公園等の公共の場の美化活動を行う「アダプト制度」の普及に努め、市民と行政が協働で、地域の美化活動を推進した。 また自然保護団体（ハンザキ研究所）と市（生野支所、文化財課、市民課環境推進室）が協働で市外での展示等を行い、生物多様性等朝来市の自然をPRできた。		1団体	(自然保護団体) R2 1団体 R3 1団体 R4 1団体 R5 1団体	・「アダプト制度」の市民への啓発を継続実施し、普及に努める。 ・自然保護団体（ハンザキ研究所）と市（生野支所、文化財課、市民課環境推進室）が協働で市内外での展示等を継続して行う。	B：継続		環境推進室